第６　大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

１　大臣管理漁業別の管理について

大臣管理漁業別に以下の漁業者団体は大臣管理漁業の配分量を管理するものとする。

⑴　大中型まき網漁業

管理主体	管理内容
・一般社団法人全国まき網漁業協会	・操業海区別や月別等に配分を細分化して管理 ・漁獲量の早期報告の徹底 ・資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分数量を超えないよう指導

⑵　近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業

管理主体	管理内容
・一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 ・日本かつお・まぐろ漁業協同組合 ・一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会	・操業海区別等の漁獲管理を行うための適切な単位での漁獲枠の細分化、混獲枠の設置（混獲が主の場合はやむを得ない混獲のみに限定）等を通じて管理 ・漁獲量の早期報告の徹底 ・資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分数量を超えないよう指導

⑶　東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

管理主体	管理内容
・全国かじき等流し網漁業協議会	・操業海区別等の漁獲管理を行うための適切な単位での漁獲枠の細分化等を通じて管理 ・漁獲量の早期報告の徹底 ・資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分数量を超えないよう指導

２　大臣管理漁業の採捕数量の公表等について

⑴　国は各大臣管理漁業から報告のあった採捕数量を集計し、漁獲状況として水産庁ホームページに掲載する。

⑵　各大臣管理漁業は以下のとおり採捕数量が積み上がった場合は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告主体	報告基準
・大中型まき網漁業	・一般社団法人全国まき網漁業協会	・１日１船団で50トンを超える量の採捕
・近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	・一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 ・日本かつお・まぐろ漁業協同組合 ・一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会	・１日１隻で２トンを超える量の採捕
・東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	・全国かじき等流し網漁業協議会	・１日１隻で0.5トンを超える量の採捕

⑶　国は大臣管理漁業別に当該漁業の配分量を超えるおそれがあると認められるとき（配分量の７割を超えるときを基準とし、管理期間の経過に応じて判断するものとする）は資源管理法第８条に基づき当該採捕数量を公表するものとする。

３　大臣管理漁業の早期是正措置等について

⑴　国は各大臣管理漁業の配分量の７割を超えるときを基準として、過去の採捕実績の状況を踏まえ早期是正措置をとるものとする。具体的には資源管理法第９条に基づき、各大臣管理漁業の漁業者団体を通じて漁業者に対し、助言、指導又は勧告を行うものとする。

事項	助言・指導等の内容
・各大臣管理漁業の配分量の７割を超えるとき	・輪番休漁等の漁業特性に応じた具体的な管理措置の実施を助言 ・ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化して管理している場合は配分枠の遵守状況を踏まえつつ助言
・各大臣管理漁業の配分量の８割を超えるとき	・くろまぐろの生存個体は放流し、くろまぐろの採捕は混獲のみとして数量を最小限に留めることを指導 ・ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化して管理している場合は配分枠の遵守状況を踏まえつつ指導
・各大臣管理漁業の配分量の９割を超えるとき	・くろまぐろを獲ることを目的とした操業は停止し、生存個体は放流、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告 ・ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化して管理している場合は配分枠の遵守状況を踏まえつつ勧告

⑵　管理期間の経過に応じた各大臣管理漁業の採捕量の積み上がり状況から当該配分量を超えるおそれが著しく大きい場合は、資源管理法第10条第１項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。

第７　その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

１　都道府県から国に対する採捕数量報告

各都道府県は、採捕数量が積み上がった場合は、漁業者から１日で１トンを超える採捕数量報告があった際に、速やかに採捕数量を国に伝達するものとする。

２　遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理

⑴　遊漁の管理は沿岸漁業者の管理に歩調を合わせていくことを基本とし、国と都道府県は協力して、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせた対応を行うことで管理する。

⑵　都道府県は管内漁業者へ管理の取組を指導した際は管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、当該都道府県は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。